

福島県家畜人工授精用精液等譲渡契約約款における一般種雄牛・県内利用種雄牛

| 区分 | 一般種雄牛 | 県内利用種雄牛 |
|-----|---|--|
| 定義 | 当該牛から生産された精液、又はその精液で生産された受精卵を、福島県内外へ流通し、利用させることが可能なもの | 当該牛から生産された精液、又はその精液で生産された受精卵の流通・利用を福島県内に限るもの |
| 該当牛 | 福島県が現在飼養する、又は過去に飼養していた種雄牛のうち、県内利用種雄牛以外のもの | 姫白鵬 7 2 の 1 (黒原 6 6 2 0) 姫白鵬 7 2 の 3 (黒原 6 6 2 1) 久白鵬 (黒原 6 6 2 2) |
| 備考 | 種雄牛が生産者や団体等に譲渡され、所有権が福島県から移転した場合には、本表の取扱から除外する。 姫白鵬 7 2 の 1、姫白鵬 7 2 の 3、久白鵬は鳥取県との種雄牛共同造成事業によって生産された。 | |

この表は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

なお、福島県が必要と判断した場合には、生産者や団体等に通知することなく本表に定める種雄牛を変更することができるものとする。